

「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加の給付金（「調整給付金（不足額給付）」）のご案内

「調整給付金（不足額給付）」とは？

調整給付の「不足額給付」とは、以下の事情により、当初調整給付の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

I 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を支給

【「当初調整給付額」と「不足額給付額」の関係（イメージ）】

○ 令和7年の「不足額給付額」算出時点の調整給付所要額が、令和6年に給付した「当初調整給付額」を上回る者に対して、当該上回る額（＝給付不足額）を、「不足額給付額」として給付予定。

不足額給付時
調整給付所要額
A

—

当初調整給付額
(令和6年)
B

=

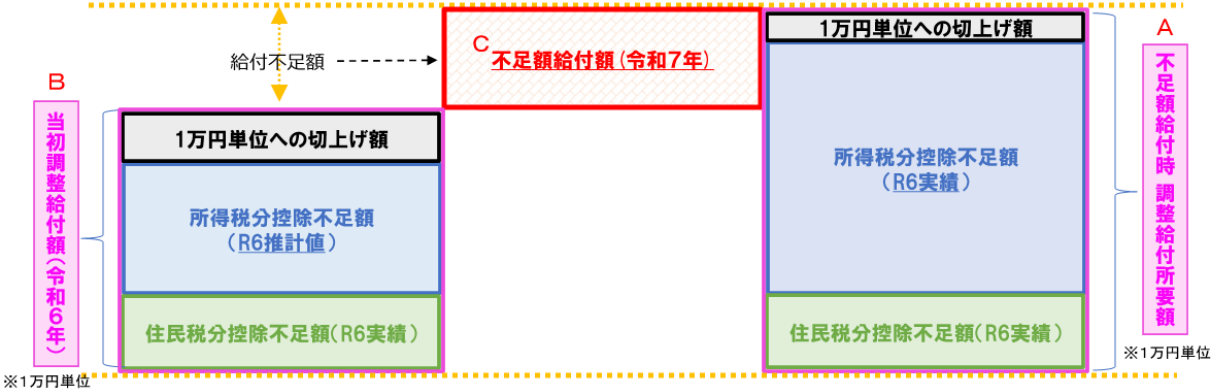
不足額給付額
(令和7年)
C

※1万円単位

【イメージ】

【当初調整給付時点】

【不足額給付時点】



II 事業専従者又は合計所得金額48万円超の方で令和6年度住民税所得割が非課税又は令和6年分所得税が非課税の方（＝本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方）に対して、1万円～4万円を支給

【給付対象】(個人単位で給付)

※本スライドの税額は全て定額減税適用前、税額控除後の意

以下のいずれの要件も満たす者（＝基本的に必要書類の提出(申請)を行って頂くことが必要）

- 所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ
(本人として、定額減税の対象外であること)
- 税制度上、「扶養親族」対象外（＝青色事業専従者・事業専従者(白色)、合計所得金額48万円超の者）
(扶養親族等として、定額減税の対象外であること)
- 低所得世帯向け給付 (R5非課税給付等、R6非課税化給付等) 対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない
(一措置の上で低所得世帯向け給付対象でないこと)